

公 売 広 報

売却区分番号

多F1

公売の場所	ヤフー株式会社が提供する インターネット公売システム上
参加申込期間	平成29年2月15日 午後1時00分 から 平成29年2月27日 午後11時00分 まで
入札期間	平成29年3月6日 午後1時00分 から 平成29年3月14日 午後1時00分 まで

<問合せ先>

多治見市役所 税務課 収納グループ

〒507-8787

多治見市音羽町1丁目71番地の1 駅北庁舎2階

電話 0572-22-1111(内線2283、2284)

公 売 の ご 案 内

公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
公 売 の 方 法	期間入札
参 加 申 込 期 間	平成29年2月15日(水) 午後1時00分 から 平成29年2月27日(月) 午後11時00分 まで
入 札 期 間	平成29年3月6日(月) 午後1時00分 から 平成29年3月14日(火) 午後1時00分 まで
最 高 価 申 込 者 の 決 定	平成29年3月14日(火) 午後2時00分
売 却 決 定	平成29年3月21日(火) 午前10時00分
買 受 代 金 納 付 期 限	平成29年3月21日(火) 午後2時30分
公 売 下 見 会	下見会は行いません。
注 意 事 項	<p>1 「多治見市インターネット公売ガイドライン」の内容をご理解の上、入札手続にご参加ください。 (http://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/e-service/documents/guideline20130215.pdf)</p> <p>2 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</p> <p>3 執行機関は、瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負いません。占有者の立ち退き、動産の撤去等は、すべて買受人自身で行ってください。</p> <p>5 土地の境界は、買受人が隣接所有者と協議してください。</p> <p>6 権利移転に要する費用は、買受人の負担とします。なお、買受人は権利移転の許可交付後、速やかに執行機関に所有権移転登記を請求するとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税等)を負担してください。</p>

以下余白

売却区分番号	多F1
見積価額	889,000円
公売保証金	89,000円
公売財産の表示 (公売財産の名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容その他)	
登記簿の表示	所在 多治見市喜多町六丁目 地番 111番 地目 田 地積 254平方メートル
現況	・雑草が繁茂する雑種地である。 ・西側部分は畑となっている。 ・東側部分に車両(廃車)が1台放置されている。
交通、最寄駅など	JR太多線「小泉駅」 1.5km、圏域の中心(東鉄タクシー駅前乗場) 2.3km、 バロー多治見店 1.6km、池田小学校 1.5km、多治見市役所駅北庁舎 2.0km ※いずれも道路距離
土地の情報	
土地面積	登記簿 254㎡
土地権利、持分	所有権、100/100
地目	登記簿 田、現況 雑種地
都市計画区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率(指定)	60%
容積率(指定)	200%
公法上の規制	・土砂災害警戒区域 ・土石流危険区域 ・近隣地域は、埋蔵文化財包蔵地「喜多町遺跡」の推定範囲に該当する。 ・宅地として利用するためには、農地法第5条による転用届が必要
幅員、地勢など	・現況幅員約4m(建築基準法第42条1項3号道路) ・地勢は平坦
接道状況	東側が、現況幅員約4mの現況道路(法第42条1項3号道路)に約0.3m低く接面する中間画地
供給処理施設	・上水道:接面道路に整備済み。対象地への引き込み無し ・下水道:接面道路に未整備 ・都市ガス:未整備。LP対応
その他土地に関する情報	・地積測量図は無く、筆界の詳細は不明 ・下水道は、対象地の南方約50m付近まで整備されているが、対象地までの引き込みは地勢等から困難である。浄化槽対応。□ なお、排水については、接面道路に排水溝がないため、原則自然排水となる。
注意事項	・地目が農地(田)であるため、農地法第3条又は第5条の規定により、入札参加には買受適格証明書を要します。平成29年3月1日までに多治見市税務課までご提出ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、多治見市は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建ぺい率及び容積率は、一般的なものを表示してあります。 ・公売財産に隠れた瑕疵があっても、多治見市は担保責任を負いません。 ・多治見市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うこととなります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。
買受人の資格その他の要件	<p>地方税法がその滞納処分の例とする国税徴収法第92条及び第108条第1項に該当する者は、買受人となることはできません。</p>
その他の事項	<p>1 公売の方法</p> <p>(1) 公売は、期間入札の方法で行います。</p> <p>(2) 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。</p> <p>2 公売保証金の提供方法</p> <p>公売保証金は、銀行振込、郵便為替又は現金若しくは小切手(銀行振出しに限る。)の直接持参のいずれかの方法により提供してください。</p> <p>なお、小切手の場合は、取立手数料が必要になる場合があります。</p> <p>3 買受人等の制限</p> <p>(1) 多治見市から公売会場への入場、入札等を制限されている者は、公売に参加することはできません。</p> <p>(2) 滞納者は、換価の目的となった自己の財産を、直接・間接を問わず買い受けることはできません。</p> <p>4 最高価申込者等の決定</p> <p>(1) 最高価申込者の決定は、見積価額以上の入札者のうち、最高価で入札した者に対して行います。</p> <p>(2) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上)による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者に決定します。</p> <p>5 売却決定の取消し</p> <p>次に該当する場合は、買受人に対して売却決定を取り消します。</p> <p>(1) 買受代金を納付の期限までに納付しないとき</p> <p>(2) 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき</p> <p>(3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき</p> <p>6 売却決定が取り消された場合の公売保証金の処理</p> <p>買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その人が納付した公売保証金は、その公売に係る滞納市税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。</p> <p>7 権利移転の時期</p> <p>公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。</p> <p>ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。</p> <p>(1) 農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理</p> <p>(2) その他法令の規定により許可又は登録を有するものは、関係機関の認可又は登録</p> <p>8 危険負担移転の時期</p> <p>公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。</p> <p>したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は、買受人が負担することとなります。</p> <p>なお、農地等の危険負担移転の時期は、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理があったときとなります。</p> <p>9 瑕疵担保責任</p> <p>多治見市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>10 権利移転の手続</p> <p>(1) 公売財産の権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等)</p>

その他の事項

は、買受人の負担となります。

(2) 多治見市に登記等の嘱託を請求することができる公売財産(不動産等)の場合は、買受人は買受代金を全額納付した後、必要書類等を提出し、権利移転の登記等の請求をしてください。

(3) 権利移転の登録を買受人が自ら行う必要のある公売財産を買い受けた場合は、速やかに権利移転の手続を行ってください。

11 インターネット公売

公売の場所が、ヤフー株式会社が提供するインターネットオークションシステム(以下「公売システム」という。)上である場合は、次の事項に留意してください。

(1) 公売財産の買受申込みをしようとする者は、公売参加申込期間に所定の参加申込手続をしてください。

(2) 最高価申込者(次順位買受申込者)決定時においては、Yahoo! JAPAN IDをその者の氏名(名称)とみなします。

(3) 公売システム等の不具合により公売を中止することがあります。

(4) 公売参加申込期間及び入札期間には、公売システムのメンテナンス等の期間を除きます。

(5) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用される等により損害を受けた場合、多治見市は何ら保証しません。

(6) その他詳細については、「多治見市インターネット公売ガイドライン」(<http://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/e-service/documents/guideline20130215.pdf>)を参照してください。

物件の所在図

公 図 写

1/1,000

《合成図》



物件の写真①

対象物件の南東方から撮影



物件の写真②

対象物件の北方から撮影



物件の写真③

対象物件の南方から撮影



物件の写真④

対象物件の北西方から撮影



【期間入札(インターネット公売)による公売手続の流れ】

